

不利益処分の処分基準

	処 分 の 内 容	指定地域密着型介護予防サービスの事業者に対する措置命令
	根拠法令及び条項	介護保険法第１１５条の１８第１項
	所管部課係名	いきいき健康部介護保険課介護給付・事業者係
基 準	処 関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 法令により具体的に規定し言い尽くされているため
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）